#### 集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金交付要綱

平成29年4月1日付け28農第1676号制定 平成30年4月1日付け29農第1753号一部改正 平成31年3月27日付け30農第2085号一部改正 令和2年3月27日付け元農第2038号一部改正

#### (趣旨)

第1 持続可能な農業・農村を実現するためには、地域の農地の維持や農業生産活動の担い手としての集落営農の確保・育成が必要であり、担い手不在地域における集落営農の組織化、組織の継続性を確保するための法人化や集落営農法人等が連携した広域連携組織の育成を図り、経営の効率化や人材確保の取り組みの拡大を進めることが重要。

このため、集落営農の組織化、法人化や広域連携に必要な取組に要する経費に対して補助金を交付することとし、その交付については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助事業区分、補助率等)

- 第2 補助金の事業区分、事業内容及び対象経費、事業実施主体、補助率、交付先及び補助対象事業費は別表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。
- 2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。ただし、この要綱の別表の4の(1)①は除く。

#### (補助金の交付申請)

- 第3 市町村長、島根県農業再生協議会長、地域農業再生協議会長、地域担い手育成総合支援協議会長等(以下「市町村長等」という。)が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第1号及び様式第2号に別記1に定められた書類を添えて知事に提出しなければならない。
  - 2 市町村長等は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額を合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控 除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (変更交付申請)

- 第4 市町村長等が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第3号及び様式第2号に別記1に定められた書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。
  - (1)補助事業の実施主体の変更
  - (2)補助事業の中止または廃止
  - (3)補助事業の施工箇所の変更
  - (4)事業実施主体の事業区分の補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて

減額する場合

- (5)事業内容の主要な部分に関する変更
- (6) その他知事が必要と認める場合
- 2 市町村長等が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、様式第9号による報告書を知事に提出しなければならない。

#### (概算払請求)

第5 市町村長等が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第4号による請求書を知事に提出しなければならない。

#### (完了報告)

第6 市町村長等は、事業が完了したときは、様式第5号により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

#### (実績報告)

第7 市町村長等が、規則第10条の規定により知事に提出する実績報告書は様式第6号によるものとし、提出の時期は、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合には、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月末日までとする。

2 市町村長等は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額し て報告しなければならない。

#### (書類等の提出)

第8 この要綱の規定により知事に提出する書類は、別記1の取り扱いによるものとし、 所管する隠岐支庁又は農林振興センターに提出するものとする。 ただし、この要綱の別表の1の(1)及び4の(1)①については、農業経営課に提出す るものとする。

#### (処分の制限を受ける機械及び器具、施設)

第9 規則第13条第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、すべての機械及び器具、施設とする。

### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

- 第10 知事は、第3条の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。
  - 2 市町村長等は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式 第7号による報告書を知事に提出しなければならない。
  - 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (帳簿等の保存)

第 11 補助事業を実施するに当たっては、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5カ年間保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第8号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### (その他)

- 第 12 この補助金を交付する事業を実施するにあたり必要な事項は、原則として別紙「実施基準」によるものとし、それ以外に必要な事項は農林水産部長が別に定める。
- 附 則 (平成29年4月1日付け28農第1676号) この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則(平成30年4月1日付け29農第1753号)
- この要綱は、平成30年4月1日から一部改正して施行する。
- 附 則(平成31年3月27日付け30農第2085号)
- この要綱は、平成31年4月1日から一部改正して施行する。
- 附 則(令和2年3月27日付け元農第2038号) この要綱は、令和2年4月1日から一部改正して施行する。

# 別 表

事業区分	事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率	交付先	補助対象事業
. ,,,,,	事業的谷及び対象経賃	<b>事</b> 未 关 旭 土 仲	州 切 平	交 刊 元	費等
1 広域連携組織育成支援	(1)広域連携コーディネーター設置 広域連携組織設立に向けて集落・組織間 の調整や事業計画作成等をサポートする広 域連携コーディネーターの人件費、活動経費	・公益財団法人しまね農業振興公社	10/10	公益財団法人し まね農業振興公 社	_
	(2)広域連携組織活動支援 広域連携の組織化・法人化や省力・低コスト化、共同販売の取組に必要な推進活動及 び施設・機械整備を支援	<ul><li>・広域連携法人、広域連携組織等</li><li>・施設・機械整備を行う場合は、広域連携法人及び法人化計画を持つ広域連携組織</li></ul>	推進活動 1/2以内 施設·機械整 備 1/3以内	市町村 地域農業再生協 議会 地域担い手育成 総合支援協議会	上限事業費 2,000千円/組織 上限事業費 10,000千円/組 織
2 個別集 落営農法人 化支援	個別集落営農法人化支援 新規設立した集落営農法人の経営に必要 な推進活動及び施設・機械整備を支援	・事業実施前年度の1月から当年度の3月末までに法人化する予定又はした集落営農組織。または、法人化が確実と見込まれる集落営農組織、未組織集落等	推進活動 1/2以内 施設·機械整 備 1/3以内	市町村 地域農業再生協 議会 地域担い手育成 総合支援協議会	上限事業費 1,000千円/組織 上限事業費 10,000千円/組 織
3 担い手不 在地域の組 織化等支援	担い手不在地域の組織化等支援	・集落営農組織の設立又は、広域連携等に向けた体制づくりを目指す担い手不在集落の農業者等 ・機械整備を行う場合は、当年度の3月末までに組織化が確実と見込まれる担い手不在集落の農業者等	械整備 交付先が 事業実施主	地域農業再生協 議会 地域担い手育成	推進活動 上限事業費 200千円/組織 機械整備 上限事業費 5,000千円/組織

4 推進活			推進活動		
動支援	(1) 県全体のレベルアップ活動支援	①島根県農業再生協議会	① 10/10	①島根県農業再	
	集落営農推進シンポジウム等の開催や集			生協議会	
	落営農に関する全県的な課題解決に向				
	けた活動に対する経費を支援				
	(2)地域の実情に応じた推進活動支援	②市町村	② 1/2以内	②市町村	
	市町村、地域農業再生協議会担い手部	地域農業再生協議会または地域担い手育		地域農業再生	
	会等が、地域の実情に応じた集落営農の	成総合支援協議会		協議会、地域担	
	組織化・法人化、広域連携等に向けて取			い手育成総合	
	り組む活動を支援			支援協議会	

### 様式第1号(要綱第3の1関係)

番号年月日

島根県知事様

所在地 島根県農業再生協議会 会長 市町村長 (地域協議会長等)

印

氏 名 即

令和 年度集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金交付申請書 令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 申請事業 別添「様式第2号 事業総括表」のとおり

### (別紙)

### 1 経費の配分

### (1) 経費の配分及び負担区分

(1) 框具の配列。		補助事業に		負担区分			
事業区分	総事業費 (a)+(b)+(c)	要する(要 した)経費 (a)+(b)	県補助金 (a)	市町村費 (b)	その他 (c)	備考	
1 広域連携組織育成支援	円	円	円	円	円		
2個別集落営農法人化支援							
3担い手不在地域 の組織化等支援							
4推進活動支援							
合計							

### 2 収支予算(精算)

(1) 収入の部	立:円)			
区分	予算額	前年度予算額 (本年度精算額)	差引増減	備考
県補助金				
市町村費				
計				

(2) 支出の部 (単位:円)

区分	予算額	前年度予算額 (本年度精算額)	差引増減	備考
計				

3	事業完了	(予定)	年月日

年 月 日

4 添付資料

補助事業の実施計画に係る実施設計書等知事が必要と認める資料 事業実施(変更)計画(実績報告)書(別記様式第2号または3号)

## 様式第2号(要綱第3の1関係)

令和 年度集落営農体制強化スピードアップ事業総括表

市町村名	
114 , 1 , 1 1 , 1	
/ ut, t=\ t+ =\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
(地域協議会名)	

1 総括表 (単位:円)

	事業費		
事業区分	うち県補助金	うち市町村補 助金	備考
1 広域連携組織育成支援			
2個別集落営農法人化支援			
3担い手不在地域の組織化等支援			
4推進活動支援			
合計			

## 2 個別事業実施計画(実績報告)

(単位:円)

			事業費				
事業区分	事業実施主体	事業内容	うち県補助 金	うち市町村 補助金			
1 広域連携							
組織育成							
支援		小計					
2個別集落							
		小計					
3担い手不							
在地域の 組織化等							
支援		小計					
4 推進活動   支援							
		小計					
	合計						

※変更前の額を()書きとし、対比させること。

#### 様式第3号(要綱第4関係)

番号年月日

島根県知事様

所在地 島根県農業再生協議会 会長 市町村長 (地域協議会長等) 氏 名 印

令和 年度集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金 変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があったこの事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

(注)

- 1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。 この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容 及び経費の配分と変更後の内容及び経費の配分とを容易に比較対照で きるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載す ること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。 また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変 更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金変更承認申請書」を「集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とする。

## 様式第4号(要綱第5関係)

番号年月日

島根県知事様

所在地 島根県農業再生協議会 会長 市町村長 (地域協議会長等) 氏 名 印

令和 年度集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったこの補助金について、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

事業区分	交付	決定額		日現在出来高		県補助金	<del>}</del>	事業	借老
	事業費	県補助金 (A)	事業費	県補助金	既受 領額 (B)	今回 請求額 (C)	残額 (A-B-C)	完了 予定 年月日	備考
	円	円	円	円	円	円	円		
計		( %)		( %)	( %)	( %)	( %)		

## 様式第5号(要綱第6関係)

番号年月日

島根県知事様

所在地 島根県農業再生協議会 会長 市町村長 (地域協議会長等) 氏 名 印

令和 年度集落営農体制強化スピードアップ事業完了報告

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があったこの事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

事業区分	事業実施主体	事業内容	施工箇所 又は 実施場所	事業量	事業費	県補助金	着工年月日	完了 年月日	備考
					円	円			

#### 様式第6号(要綱第7の1関係)

番号年月

島根県知事様

所在地 島根県農業再生協議会 会長 市町村長 (地域協議会長等) 氏 名 印

令和 年度集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があったこの事業について、下記のとおりその実績を報告します。

(なお、併せて精算額 円の交付を請求します。)

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 申請事業 別添「様式第2号 事業総括表」のとおり

(注)

- 1 なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を2段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、補助事業の実施報告に係る出来高設計書等知 事が必要と認める資料

#### 様式第7号(要綱第10の2関係)

 番
 号

 年
 月

 日

島根県知事様

所在地 島根県農業再生協議会 会長 市町村長 (地域協議会長等) 氏 名 印

令和 年度集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金 仕入に係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があったこの事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等交付規則第11条に基づく確定額<br/>(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)金 円2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る<br/>消費税等相当額金 円4 補助金返還相当額(3-2)金 円
- (注)3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。

## 財産管理台帳

事業実施年度	令和 年度	補助事業名	集落営農体制	別強化スピード	アップ事業										
	事	<b>事業の内容</b>	•		I	期		経費(	の配分		処分制	限期間	処分の状況		
事業区分		工種構造	施工箇所						負担区分				承認年月日	処分の内容	摘要
+ 44.45	事業主体	##== # A	または	事業量	着工年月日	しゅん工年月日	総事業費	4451.0		7 - 11	耐用年数	処分制限 年月日			
事業種目		施設区分	設置場所					補助金	市町村費	その他					
合計	_	_	_	_	_	_					_	_	_	_	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入。
  - 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入。
  - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

### 様式第9号(要綱第4の2関係)

番号年月

島根県知事様

所在地 島根県農業再生協議会 会長 市町村長 (地域協議会長等) 氏 名 印

令和 年度集落営農体制強化スピードアップ事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があったこの事業について、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業が予定期間内に完了しない理由(補助事業が困難となった理由)

### 2 補助事業の遂行状況

事業	総事	月 日ま	でに	月 日以		
区分	業費	完了した	こもの	実施する	らもの	備考
	未具	事業費	出来高比率	事業費	事業完了	
		7 不貞	四水间20千	7 不貞	予定年月日	
	円	円	%	円		
計						

## 様式第10号(要綱実施基準第4の(2)のオ関係)

番号年月日

市町村長 (地域協議会長)

住所 事業主体名 代表者氏名 印

## 入札結果の報告

このことについて、別添のとおり競争入札の結果を報告します。

様

### 別添

1 14"	
事業名	
対象施設等又は契約名	
入札の方法	
指名競争入札又は随意契 約の場合、その理由	
入札年月日	
入札参加業者数	
落札業者名	
落札価格	(税抜)
入札予定価格	(税抜)

<sup>\*</sup>入札予定価格が未公表の場合は、金額の後に「未公表」と記入

#### (実施基準)

集落営農体制強化スピードアップ事業(以下「本事業」という。)については、本事業交付要綱に定めるもののほか、次により実施する。

#### 第1 事業の推進体制

事業実施主体の所在地にある市町村、地域農業再生協議会、地域担い手育成総合 支援協議会(以下、「市町村等」という。)は、関係機関、団体と連携の上、事業 実施主体に適切な指導・助言を行う。

また、隠岐支庁及び農林振興センターは、地域の実態に即し、地域の創意と工夫による取り組みとなるよう指導・助言を行うとともに、国庫補助事業等他事業の実施状況を踏まえた適正な指導・推進を行う。

なお、本庁においては、島根県農業再生協議会等の関係機関と連携の上、事業成果を検証し、効果的な普及・推進体制を整備する。

#### 第2 広域連携組織育成支援

#### (1) 広域連携組織活動支援の推進活動について

交付要綱別表の1の(2)「広域連携組織活動支援」のうち、推進活動は、広域連携ビジョンの作成に要する経費、複数の集落営農法人等が連携し、新たに法人を設立する際に要する法人登記等の経費、広域連携の取り組みに必要な資格取得に要する経費、広域連携組織の行う共同販売活動等に要する経費を支援するものとする。

事業実施主体について、広域連携ビジョンの作成支援は、広域連携組織を目指す 集落営農法人及び組織、団体とし、広域連携組織の法人化支援は、複数農集落営農 法人等で構成される法人又は法人化が確実(設立総会による議決)と見込まれる広 域連携組織とする。なお、国の農業経営法人化総合事業の農業経営者総合サポート 事業のうち農業経営法人化支援事業の交付対象となっている場合は、本事業の対象 外とする。

支援回数について、原則、1回限りとするが、上限事業費に満たない事業実施主体においては、次年度以降その上限額まで申請できるものとする。なお、過去(平成 29~31 年度)に本事業を実施した組織において、新たな取組を行う場合は、申請は可能とする。

#### (2) 広域連携組織活動支援の施設・機械整備について

交付要綱別表の1の(2)「広域連携組織活動支援」のうち、施設・機械整備は、省力・低コスト化(米づくりに関するもの)及び共同販売(米づくり以外のもの)の取組に要する施設・機械整備を支援するものとする。

支援回数について、原則、1回限りとするが、上限事業費に満たない事業実施主体においては、次年度以降その上限額まで申請できるものとする。なお、上限までの交付を受けた組織及び過去(平成29~31年度)に本事業を実施した組織において、新たな取組を行う場合は、申請は可能とする。

ただし、予算額を超える要望があった場合は、新たに申請のあった組織を優先する。

また、施設・機械整備の採択に当たっては、省力・低コスト化の取組を優先する こととし、広域連携組織の各構成員の5割以上が水稲低コスト生産計画を作成する こととする。

### 第3 個別集落営農法人化支援

#### (1) 個別集落営農法人化支援の推進活動について

交付要綱別表の2「個別集落営農法人化支援」のうち、推進活動は、経営計画の作成に要する経費、経営管理に要する経費、資格取得等に要する経費を支援するものとする。

支援回数について、原則、1回限りとする。

事業実施主体の備えるべき要件について、「国際水準GAP」又は「安全でおいしい島根の県産品認証制度(美味しまねゴールド認証)」を取得している、又は交付決定後1年以内に取得することが確実な組織、法人とする。

#### (2) 個別集落営農法人化支援の施設・機械整備について

交付要綱別表の2「個別集落営農法人化支援」のうち、施設・機械整備は、法人経営のために新たに必要となる機械・施設を整備するための経費を支援するものとする。

支援回数について、1事業実施主体あたり1回限りとするが、上限事業費に満たない場合においては、法人化した次年度において上限額まで申請できるものとする。

なお、この場合の法人化の期日は、原則登記日とする。ただし、事業実施年度に法人を設立する予定の組織においては、法人設立に関する議案の承認を受けた日とし、事業実施年度の3月末までに法人設立総会を開催して法人設立の承認を受けていれば、設立登記の完了が事業実施年度の翌年度の4月以降となっても、法人化の要件を満たしていることとする。

ア 集落営農組織等が、事業実施年度内に法人化した場合の取り扱い

本事業を実施した集落営農組織等が、事業実施年度内に法人化した場合には、新たに設立された法人が知事に事業の実績を報告することにより、事業が継承されたものと見なす。

イ 事業実施年度の3月末までに法人化に至らなかった場合の取り扱い

本事業の事業実施主体が、事業実施年度の3月末までに法人化に至らなかった場合には、当該事業により交付を受けた補助金の額の全額を、知事に返還するものとする。

ただし、気象災害等により法人化の時期が遅延するなど、やむを得ない事情が あると知事が判断した場合は、この限りではない。

事業実施主体の備えるべき要件について、「国際水準GAP」又は「安全でおいしい島根の県産品認証制度(美味しまねゴールド認証)」を取得している、又は交付決定後1年以内に取得することが確実な組織、法人とする。

米づくりに必要な施設・機械整備を行う場合は、事業実施当年度を含む3年以内に

水田園芸(県推進6品目)に取り組む計画を有するものとする。

#### 第4 担い手不在地域の組織化等支援

#### (1) 担い手不在地域の組織化等支援の推進活動について

交付要綱別表の3「担い手不在地域の組織化等支援」のうち、推進活動は、担い手不在地域(センサス集落等において、集落営農組織、認定農業者、認定新規就農者が存在しない地域。)における集落営農の組織化又は広域連携による営農体制づくり等に要する経費を支援するものとする。

ただし、事業の採択にあたって、島根県農林水産部農業経営課が実施する「センサス集落別担い手カバー状況調査(事業実施年度の前々年度末時点)」において、担い手不在集落「7」に該当する集落を優先するものとする。

本支援については、1事業実施主体あたり1回限りとする。

#### (2) 担い手不在地域の組織化等の機械整備について

交付要綱別表の3「担い手不在地域の組織化等支援」のうち、機械整備は、担い手 不在地域において、新たに設立する組織の営農活動に必要となる機械を整備するため の経費を支援するものとする。

本支援については、1事業実施主体あたり1回限りとする。

なお、原則、当該支援の対象は「(島根県農林水産部農地整備課)県単農地集積促進事業の4担い手不在集落解消促進事業」の実施地区(事業を実施中又は開始する地区)とする。

また、令和元年度までに「(島根県農林水産部農地整備課)団体営農地耕作条件改善事業」に着手し、令和元年度に事業完了した担い手不在地域も対象とする。

#### 第5 推進活動及び施設・機械整備の補助対象経費等

(1) 推進活動

交付要綱別表の「推進活動」については、以下のとおりとする。

ア 一般的事項

- (ア)事業実施主体が、自費若しくは他からの助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは認めない。
- (イ) 事業内容が、国庫補助事業等他の事業で対象となる場合には、それらを優先的 に活用する。
- (ウ) 補助対象事業は、原則として単年度に完了するものとする。
- イ 推進活動の内容

各事業実施に必要な推進活動については以下のとおりとし、補助対象経費は、別表 1に掲げるとおりとする。

- (ア)調査・研究活動
- (イ) 研修活動
- (ウ) P R 活動
- (エ) 資格等の取得
- (オ) イベント等の開催

- (カ) その他、地域の集落営農の体制強化として必要なこと
- (2) 施設·機械整備

交付要綱別表の「施設・機械整備」については、以下のとおりとする。

#### ア 一般的事項

- (ア)補助対象事業費は、当該事業の対象地域の実情に即した適正な価格により算定し、施設機械整備等の事業規模については、事業目的に合致する程度とする。
- (イ)事業実施主体が、自費若しくは他からの助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは認めない。
- (ウ) 事業内容が、国庫補助事業等他の事業で対象となる場合には、それらを優先的 に活用する。
- (エ)補助対象事業費の低減を図るため、適切と認められる場合には、事業実施主体 は直営施行を行うことができる。
- (オ)補助対象事業は、原則として単年度に完了するものとする。
- (カ) 施設の整備に当たっては、既存類似施設との調整に努める。
- (キ)事業の継続的な効果の発現を図るため、共済事業等への積極的な加入に努める こととする。

#### イ 施設・機械について

施設・機械の整備については、次に掲げる事項によるものとする。

(ア)補助の対象とする施設・機械は、新設若しくは新築によるもの又は新品のものとし、原則として1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

ただし、当該機械・施設と一体的または体系的に整備するものであって、本事業での導入が必要且つ適当と判断される機械等については、1件当たりの取得価格が50万円未満のものであっても補助の対象とする。

また、既存の施設・機械及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点からみて 適当と認められる場合には、増築、併設等又は合体施行、直接施行又は古品若し くは古材の利用を推進するものとする。

なお、この場合の古品、古材については、適正な耐用年数を有するものとする。

- (イ) 用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助対象としないものと する。
- (ウ)補助対象とする施設・機械は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- (エ) 施設・機械のうち、農林水産業の生産活動の範囲以外にも供用できるもの は原則として補助対象としない。

ただし、交付要綱別表の1の(2)「広域連携組織活動支援」は除く。

(オ) 既存の施設の代替として、同種、同規模又は同効用のものを再度整備すること (いわゆる更新)及び補助の対象とする施設のうち付帯施設のみを整備すること は、補助の対象としないものとする。

### ウ 設計書の作成

- (ア) 実施・変更・出来高設計書の様式は、別記様式1とする。
- (イ) 設計書には、必要に応じて別表2に掲げる付属資料を添付する。

#### エ 実施設計費の取扱い

実施設計費は、実施設計に必要な調査及び実施設計に直接的に必要な費用とし、当該設計を委託する場合に限り補助の対象とする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合において は、当該監理料を実施設計費に含めることができる。

オ 事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、 一般競争入札に付しがたい場合は、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、事業実施主体で競争入札に付しがたい場合は、事業を実施する市町村の 規程を準用することとする。

また、競争入札の結果、落札に至らない場合にあっては、随意契約によることができる。

なお、事業実施主体は入札後、速やかにその結果を様式第10号により市町村長等に報告するものとし、市町村長等は速やかに知事に報告するものとする。

#### カ 工事雑費の取扱い

工事雑費は、事業実施主体が事業の施行に伴い直接必要とする別表3に掲げる費用であって、原則として工事費の3.5パーセントを限度とし、事業の実施態様に応じて積算する。

#### キ 県、市町村、農林業団体等の対応

- (ア) 事業の実施にあたっては、事業実施主体に対し、施設等の適正な価格、方法により整備するよう指導するものとする。
- (イ)事業実施主体が当該補助事業によって整備した施設等を適正に管理するよう指導するものとする。
- (ウ) 事業実施後の管理運営、利用状況および事業効果の把握に努め、本事業の適 正な推進が図られるよう、必要に応じ営農指導するものとする。

## 別表 1

	区分		内容
賃		金	日々雇用賃金(事務処理、軽作業等の賃金)
共	済	費	賃金に係る社会保険料
報	償	費	講師謝礼
旅		費	普通旅費
需	用	費	消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕費、資料費、
त्ता	用	貝	食糧費(事業遂行上特に必要なものに限る)
役	務	費	通信運搬費、手数料
委	託	料	各種調査研究の委託料
使月	用料及び賃借	<b></b>	建物、機械・器具、自動車等の借り上げ料及び損料
原	材料	費	実験・実証材料費、加工用原材料費、工事用材料費
備	品購入	費	資料として必要な図書等の購入経費
負	担	金	研修負担金、イベント等参加負担金
そ	Ø	他	上記以外のもので事業遂行上特に必要と思われる費用

## 別表 2

区分	添付資料	摘    要
実施	①規模決定根拠	機械の場合は台数、能力等の決定根拠。
設	②機種選定根拠	価格、性能比較(見積設計比較)等を添付すること。
計書・亦	③作付体系図	施設及び機械利用の基礎となる作物の作付体系を示す こと。
変更実施設	④機械作業体系図	作業効率がわかるようなフローチャート等により示すこと。
施設計	⑤見積書	必ず記名捺印、有効期限のあるもの。
計書	⑥カタログ	機械、備品類について添付すること。
出来高	出来高、施行写真	
設計書	上記実施設計書の 添付資料	ただし、見積書、カタログの代わりに、納品書を添付すること。

## 別表3

11120										
	区分	· 内容								
賃		金	日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金)							
共	済	費	賃金に係る社会保険料							
旅		費	普通旅費							
需	用	費	消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕費、食糧費( 補助事業遂行上特に必要な場合に限る。)							
役	務	費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料、雑役務費							
使用	料及び賃	借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械の借料及び損料							

別記様式1

(表 紙)

整 理 番 号 設 計 書 番 号

令和 年度

集落営農体制強化スピードアップ事業 (実施・変更・出来高)設計書

市 町 村 名事業実施主体名所 在 地

## (表紙裏)

	所	属	機	関	名			氏	2	名					毦	哉	名		氏	名	
													市								
設													町								
													村								
													責								
計													任								
													者								
						地		方	ħ	幾	B	関									
	機	関	名			課	名			職	名			J	氏 名	E					
審																					
查																					

## 1 設計説明書

(1) 事業種目				
(2) 施行箇所又は設置場所	000 市·町	· 村		
(3) 事業主体(管理主体)				
(4) 事業量及び事業費	(事業量)		(事	業費) 円
(5)事業費の負担方法	(県補助金)	(市町村費) (公庫資金	)(近代化資金)	) (その他)
	円	円	円	円円
(6) 施 行 方 法				
(7) 施行期間(購入期間)	令和 年 月	日 ~ 令和 年	月 日	
(8) 受益範囲	戸 数	戸	面積	ha
(9) 施行後の管理方法				
又は導入後の管理方法				
摘    要				

## 2 事業費内訳書

事業費区分	事 業 量	事 業 費	明細書番号	摘	要
		円			

## 3 工事費明細書

No.

## ○○工事費明細書

工種又は種目	規格又は材料形状寸法	数 量	単 位	単 価	金額	摘   要
				円	円	

## 4 工事雜費明細書

種目	数量	単 価	金 額	摘    要
		円	円	

5 設計

### 集落営農体制強化スピードアップ事業の事務取扱いについて

#### 第1 事業の目的

地域コミュニティの再生や集落の維持・活性化に貢献する集落営農の組織化や法人化、 集落営農法人と複数の集落営農組織等が連携した広域連携組織の育成を図り、農業機械 の共同利用やオペレーター補完など、経営の効率化や人材確保の取り組みの拡大を進め ることで、地域全体をマネージメントし、地域を持続的に存続していく体制の整備を図 る。

#### 第2 事業の区分

集落営農体制強化スピードアップ事業(以下「本事業」という。)は、第1の目的を踏まえ、次のとおりとする。

なお、事業実施主体及び補助率等は、交付要綱の別表のとおりとする。

- (1) 広域連携組織育成支援
  - ①広域連携コーディネーター設置
  - ②広域連携組織活動支援
- (2) 個別集落営農法人化支援
- (3) 担い手不在地域の組織化等支援
- (4) 推進活動支援
  - ①県全体のレベルアップ活動支援
  - ②地域の実情に応じた推進活動支援

#### 第3 事業の実施手続き

- (1) 第2の(1)①、(4)の事業
  - ア 事業実施主体は、推進活動等実施計画書(別記様式第1号)を作成し、知事に提 出する。
  - イ 事業実施主体は、交付要綱第4に規定される重要な変更を行おうとするときには、 アに準じて行うものとし、別記様式第1号の変更計画書を提出する。
- (2) 第2の(1)②、(2)、(3)の事業
  - ア 事業実施主体は、市町村長、地域農業再生協議会長または地域担い手育成総合支援協議会長(以下、「市町村長等」という。)が別に定める補助要綱に基づく交付申請書に、事業実施計画書(別記様式第2号)及び事業計画書(別記様式第3号)を添付して、市町村長等に提出する。
  - イ 市町村長等は、事業実施主体からアの事業実施計画の提出があったときは、事業 実施主体が作成した事業計画について必要な指導及び調整を行い、適当と認めたと きは知事に提出する。
  - ウ 事業実施主体は、交付要綱第4に規定される重要な変更を行おうとするときには、 ア、イに準じて行うものとし、別記様式第4号に別記様式第3号の事業変更計画書 を添付して提出する。

#### 第4 実績報告

本事業を実施した事業実施主体は、事業を実施した年度の3月末までに、市町村長等

に当該事業の実績を報告するものとする。

- (1)第2の(1)①、(4)の事業 事業実施主体は、推進活動等実績報告書(別記様式第1号)を知事に提出するも のとする。
- (2) 第2の(1)②、(2)、(3)の事業
  - ア 事業実施主体は、別記様式第5号に事業実績報告書(別記様式第3号)を添付して提出するものとする。
  - イ 当該実績報告書は、第3の(2)のア、イに定める事務手続きに準じ、知事に提 出するものとする。

### 第5 状況報告

- (1) 第2の(1) から(3) の事業実施主体は、事業が完了した年度の翌年度から5年間、経営状況報告書(別記様式第6号)を、毎年4月末までに市町村長等に提出するものとする。ただし、第2の(1)①及び(1)から(4)の推進活動は不要とする。
- (2) 市町村長等は、事業実施主体から(1) により提出のあった経営状況報告書について、必要に応じて確認・指導を行い、適当と認めたときは5月末までに知事に提出するものとする。

#### 第6 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度から令和5年度までとする。

### 令和 年度推進活動支援等実施(変更)計画(実績報告)書

所在地 事業実施主体名 代表者氏名 印

1. 事業実施の考え方

2. 推進活動支援活動計画(実績)

			<u></u>	1	to the souls to the			
取組項目		取組内	]容	経費積算				
<b>以</b> 組填日	時期	対象者	内容	区分	積算内訳			
(1) 戦略会議等の開催				小計				
(2)研修会の開催、経営相 談・指導				小計				
(3)調査・研究・実証				小計				
(4) ネットワーク活動				小計				
(5)支援体制整備				小計				
(6)その他組織育成及び事業推進に必要な活動				小計				
計				計りの方は、				

3. 添付資料

実施計画書

- ・事業費積算書(様式自由)、年間活動計画 実績報告書
- · 事業費積算書(様式自由)、年間活動実績

別記様式第2号

令和 年 月 日

市町村長 様 (地域協議会長)

事業実施主体名住 所氏 名

令和 年度集落営農体制強化スピードアップ事業実施計画書 このことについて、事業を実施したいので、別添のとおり事業計画書を提出します。

(注)集落営農体制強化スピードアップ事業計画書(別記様式第3号)を添付する

#### 別記様式第3号

令和 年度集落営農体制強化スピードアップ事業(変更)計画(実績報告)書

#### 1 事業実施主体の概要

組織等の名称	
組織等の所在地	
代表者名	

### 2 事業実施計画(実績)

交付要綱の別表に掲げる下記の事業区分のうち、実施する事業について記入する。

(実施予定のない事業項目の削除及び変更の場合は変更理由を明記すること)

なお、以下の資料については、原則全ての事業に共通して提出すること。

※推進活動(以下「ソフト」という。)、施設・機械整備(以下「ハード」という。) 実施計画書

- ・ソフト:事業費積算資料
- ・ハード:事業費積算資料、収支計画、作付体系図、機械作業体系図、規模決定根拠 資料、実施設計書、見積書、カタログ、組織内での合意形成の状況が分かる 資料 等

※ハードの事業費積算資料には、参考様式があります。

#### 実績報告書

- ・ソフト:事業費積算資料、契約書、納品書、請求書、領収書、活動状況が分かる資料、写真 等
- ・ハード:事業費積算資料、契約書、納品書、請求書、領収書、出来高設計書、写真等

※ハードの事業費積算資料には、参考様式があります。

#### 【別表の1の(2)「広域連携組織活動支援」計画(実績)】

- ①地域の現状、課題
- ②連携組織での活動計画(実績)

※具体的な事業計画(実績)、期待できる効果(活動の成果)等について記入

③事業費

ソフト:円(うち県補助金:円)ハード:円(うち県補助金:円)

④ 添付書類

実施計画書

- ・組織の規約または定款、直近の決算書、地域・組織の概要がわかるもの
- ・ハード事業を行う任意の広域連携組織においては法人化の計画が分かるもの
- ・事業実施主体が法人の場合は直近の決算書
- ・ビジョン作成については、目的、活動計画、検討会名簿
- ・広域連携の法人化は、連携組織の定款の写し、法人設立登記事項全部証明書の写し、構成員名簿、事業計画書
- ・水稲低コスト生産計画(参考様式6)

#### 実績報告書

・ビジョン作成は、作成されたビジョン(案の段階は不可、参考様式2を参照)、組織が作成 したプランや総会資料等組織での取組が確認できる資料 ・広域連携の法人化は、実施計画書と同様の場合は省略できる

#### 【別表の2「個別集落営農法人化支援」計画(実績)】

①法人化(予定)年月:令和 年 月

- ②センサス集落名:
- ③集積(予定)面積: ha
- ④事業計画(実績)

※法人化のねらい・目標、期待できる効果、具体的な事業計画等について記入

⑤事業費

ソフト:円(うち県補助金:円)ハード:円(うち県補助金:円)

⑥添付資料

実施計画書

- ・発起人会等の規約(既法人化組織にあっては定款の写し)、構成員名簿
- ・水田園芸への取組にむけた計画等が分かる資料(参考様式4)
- ・「国際水準GAP」又は「安全で美味しい島根の県産品認証制度(美味しまねゴールド認 証)」の取得状況、取得に向けた計画等が分かる資料(参考様式5)

#### 実績報告書

・法人の定款、設立総会資料、議事録の写し、法人設立登記事項全部証明書の写し

### 【別表の3「担い手不在地域の組織化等支援」計画(実績)】

- ①組織化(予定)年月:令和 年 月
- ②センサス集落名:
- ③事業計画 (実績)

※組織化のねらい・目標、期待できる効果、具体的な事業計画等について記入

④事業費

ソフト:円 (うち県補助金:円)ハード:円 (うち県補助金:円)

⑤添付資料

実施計画書

- ・発起人会等の規約、構成員名簿
- ・広域連携の取組に向けた計画等が分かる資料(参考様式1)
- ・担い手不在の解消計画 (様式自由)

#### 実績報告書

- ・組織の規約、構成員名簿、議事録の写し、
- ・サポート協定等締結した場合は、協定書の写し

別記様式第4号

令和 年 月 日

市町村長 (地域協議会長)

事業実施主体名

住 所

氏 名

令和 年度集落営農体制強化スピードアップ事業変更計画書

様

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、下記の とおり変更したいので、別添のとおり提出します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画書
- (注)集落営農体制強化スピードアップ事業変更計画書(別記様式第3号) を添付する。

別記様式第5号

令和 年 月 日

市町村長 様 (地域協議会長)

事業実施主体名住 所氏 名

令和 年度集落営農体制強化スピードアップ事業実績報告書 このことについて、別添のとおり提出します。

(注)集落営農体制強化スピードアップ事業実績報告書(別記様式第3号) を添付する。

#### 別記様式第6号

#### 令和 年度集落営農体制強化スピードアップ事業経営状況報告書

## 事業実施主体名

- 1 広域連携組織育成支援
- (1) 事業実施年度:令和 年度
- (2) 整備した内容: (ハードのみ記入)
- (3)組織・法人の概要
  - ①組織·法人名:
  - ②代表者名:
  - ③構成員数:
  - ④組織・法人の活動状況
  - ⑤事業実施の効果
- 2 個別集落営農法人化支援
- (1) 事業実施年度:令和 年度
- (2) 整備した内容: (ハードのみ記入)
- (3) 法人の概要
  - ①組織·法人名:
  - ②代表者名:
  - ③構成員数:
  - ④組織・法人の活動状況(国際水準GAP又は美味しまね認証の取得状況を含む)
  - ⑤事業実施の効果
- 3 担い手不在地域の組織化等支援
- (1) 事業実施年度:令和 年度
- (2) 整備した内容: (ハードのみ記入)
- (3) 新規設立された組織の概要
  - ①組織名:
  - ②代表者名:
  - ③構成員数:
  - ④組織の活動状況
  - ⑤事業実施の効果
- ※各報告事項については、事業年度ごとに記載すること
- ※実施した事業分のみ記載すること
- ※添付資料

当該年度の組織の事業内容、決算状況等がわかる資料 (総会資料)

米の生産コスト削減について、状況が分かる資料 (事業実施の効果に内容を記載すること)

#### (参考様式1)

#### サポート協定

この協定は、担い手不在等により地域内の農地の維持が困難となっている集落等(以下「甲」という。)の農用地について、地区外の集落営農組織等(以下「乙」という。)により、持続的な農業生産活動や集落機能の維持・向上等を図ること目的に、甲、乙相互の連携・協力の上、下記の取組事項について協定を締結する。

記

- 1. 協定の対象となるセンサス集落または地区名:○○集落
- 2. 対象農用地:※対象となる農用地の地図を添付
- 3. 取組事項
  - 甲 ・地区内農業者の高齢化等によって耕作が困難になりそうな農用地を把握し、集落 の持続的な農業生産活動が可能となるよう話し合いを進める。
    - ・農地の有効活用に向け、組合員の調整活動を進め、農用地の集約と利用改善を図る。
  - 乙 ・ 効率的かつ持続的な農業生産体制づくりに向け、甲によって集約された農用地の 集積(作業受託を含む)を図り、農用地の有効活用を図る。
    - ・甲の農業者及び住民の地域性に配慮し、対象とする集落の機能が維持・向上できるよう努める。

令和 年 月 日

甲 〇〇集落農用地利用組合 代表者 氏 名 印

△ △ △ 経営体代表者氏 名 印

- 注) このサポート協定については、下記①または②の書類で替えることができる。
  - ①中山間地域等直接支払制度において、特定農業法人等の担い手を含めて、担い手不在集落や小規模・高齢化集落を取り込んだ集落協定で作成された集落協定書
  - ②地区外の特定農業法人を位置づけて作成された特定農用地利用規程

1 組織・地域の現状と課題

2 目標と具体的な取組内容

3 連携についての考え方

※プラン実行にあたっての収支計画、策定に至る話し合いの経過、公表、公開の経過が分かる資料を添付してください。

## (参考様式3)

## 施設•機械整備事業費積算資料

事業実施主体名	
---------	--

## 機械·施設等導入一覧

整備名	能力・規模等(〇馬力、〇条刈、〇台、〇㎡、〇棟等)	事業費(円)		備考
正明石			うち県補助金(円)	(消費税込み・別等)
合 計		0	0	

## (参考様式4)

## 「水田園芸」への取組計画

再类字坛 十/4/2	
+ + + m + 1\(\)2	

- 1 現状
- 2 水田園芸への取組の考え方
- 2 今後の計画
- (1) 作物栽培計画
  - 1年目(令和○年度)…
  - 2年目(令和○年度)…○○について△△アールで栽培開始
  - 3年目(令和○年度)…○○栽培面積の拡大(+△アール)、□□の栽培を開始

### (参考様式5)

## 「国際基準GAP・美味しまね認証」への取組状況

事業実施主体名	

- 1 作物名
- 2 現状
- 3 今後の計画
- (1) 作物栽培計画
  - 1年目(令和○年度)…○○栽培開始、○○について美味しまね認証取得
  - 2年目(令和○年度)…△△栽培開始、△△について美味しまね認証取得
  - 3年目(令和○年度)…
- (2) 認証取得の考え方
- (3) 認証取得計画

## 水稲低コスト生産計画書

令和 年度作成

住所 氏名<名称・代表者>

っつも削減に向けた時 15 知7.							
	コスト削減に向けた取り組み 						
①経営概要(現状)			111 日 C C V / 山/fs	(一) 守て山戦/			
②水稲低コスト生産に向け				た課題を記載>  ***  **  **  **  **  **  **  **  **	<b>7</b> >		
□ICT技術 □低コス □経営規格			□ICT技術の				
		Ę	現状(R 年)	ı	目標(R	年)※1	削減率(%)
3	経営面積						
目標	うち水稲面積						
	生産コスト (60kgあたり)						
④コスト削減計画	日標コスト9,600円/60kgをR6年度までに達成するための具体的な取組を記載 労働時間、物財費、農機具費(償却費)、10a当たり収量を記載 ※2 ト削 減					を記載	
	低コスト技術等		内 容				
⑤目標達成に向けた技術	畦畔管理: (導入機械、技術名等を記載)		例:リモコン草刈機導入による労働時間○割削減				
	育苗作業:		例:密苗専用播種機の導入による育苗時間、資材費○割低減				
	収量向上:		例:多収穫品種○○の導入による収量600kg/10a達成				
等導入	その他:		例:ドロ	コーン、自動携	舵トラクター	等の導入による○○	

- ※1 目標はでコスト9,600円/60kgを達成できると見込まれる年度(R6年度までの間)を記載する ※2 現状のコストが分かる資料を添付すること(様式任意)